

採点表（審査基準）
（明石市障害者就労・生活支援事業業務委託）

項目	審査内容	評価／配点			
		評価内容	点数	配点	
基本方針	・ 障害者福祉制度や障害者の就労に係る動向を十分に理解しているか。 ・ 障害者の就労及び生活支援に対する理念や考え方が十分にあると認められるか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	10点	
配置予定業務責任者	配置予定業務責任者は本業務を実施する上で十分な技術力や業務実績を有する者か。			5点	
業務実施体制	本事業を実施する上で、必要な実施体制（指揮系統・人員配置）を有すると認められるか。		各項目につき	5点	
	配置予定指導員は本業務を実施する上で十分な技術力や業務実績を有する者か。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	5点	
	指導員確保について具体的な計画があるか。			5点	
	指導員の研修について計画及び実施実績が、本事業を実施するために必要なものか。			5点	
	障害者の就労支援業務の受託実績を十分に有すると認められるか。			5点	
	個人情報管理についての考え方や体制は整っているか。			5点	
業務内容及び企画提案	「障害者の就労支援」の支援計画は、本市の業務目的を満たすものか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	10点	
	「障害者の生活支援」の支援計画は、本市の業務目的を満たすものか。		各項目につき	5点	
	「障害者就労支援事業所」「職業公共安定所」「地域自立支援協議会」等、関係機関との連携体制を構築しているまたはできるものと認められるか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	5点	
	その他、必要な支援の提案内容は、本市の業務目的を満たすものか。			5点	
特に提案を求める事項	「精神障害者に対する就労支援」の支援計画は、本市の業務目的を満たすものか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	各項目につき 8点 6点 4点 2点 0点	8点	
	年度終了時における事業引継計画は、本事業を継続的に実施する内容と認められるか。			8点	
成果指標	事業の成果に対する考え方は、本市の業務目的に即したものか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	8点 6点 4点 2点 0点	8点	
プレゼンテーション・ヒアリング	・ 提出済み書類とプレゼンテーションに内容の矛盾がないか。 ・ 業務を円滑に遂行するための発信や対応は本市の業務目的を満たすものか。 ・ 本業務に対する取り組み姿勢や意欲が十分にあると認められるか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	10点	
公共性（施策反映） 評価	障害者の積極的雇用	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか。 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか。	ある ない	4点 0点	4点
	子育て支援への取組	結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり など ・ 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 ・ 職場復帰しやすい環境の整備 ・ 子育て中の従業員向けの相談体制の整備 など			2点
	インクルーシブ推進に関する取組	誰もが働きやすい就労環境の整備、ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に障害者等が積極的に参画する機会 など ・ フレックスタイム制、在宅勤務や通勤緩和制度など ・ ハラスメントについて相談や苦情のための特別窓口やカウンセラーの配置 ・ それぞれの特性に応じた適正な雇用及び人事考課基準の明確化 ・ インクルーシブに対応した施設整備 など	充実している 普通 不十分	各項目につき 2点 1点 0点	2点
	若年雇用者育成のための取組	エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定(単なる研修は除く) など			2点
	更生支援のための取組	刑事施設出所者、少年院出所者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 など ※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る。			2点
		保護観察所への協力雇用主としての登録があるか。	ある ない	2点 0点	2点
労働安全衛生のための取組	厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか。	受けている 受けていない	2点 0点	2点	
価格	30点×参加者の中の最低見積金額÷当該参加者の見積金額 (小数点以下切り捨て)				
合計	150点				

※審査委員5人の合計点75.0点満点のうち、37.5点を最低基準点とし、これを超えなければ失格とする。